

3・4月は、就職や進学、転勤などで引越しをする方が多く、窓口が大変混みますので、手続きは早めに行いましょう。

転居などの手続きはお早めに

○市民課関係

| 届け出の種類 | 必要なもの | 内 容 |
|-----------------------------------|------------|--|
| 市外へ住所を変更(引っ越しの前に) | 転出届 | 転出先の住所、世帯主を届け出た場合は、転出証明書を交付します。転出証明書は転入先市区町村窓口で転入手続きの際に提出してください。 |
| | 印鑑・運転免許証など | 届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。 印鑑登録証(印鑑登録してある方) 住民基本台帳カード(お持ちの方) 国民健康保険証(国民健康保険に加入の方) 【学生が転出する場合は、在学証明書をご持参ください。(間に合わないときは後日でも受け付けます)】 |
| 市外から中野市へ住所を変更(引っ越しから14日以内) | 転出証明書 | 今まで住んでいた市区町村窓口で、あらかじめ交付を受けてください。 |
| | 転入届 | 中野市での住所地番・行政区・世帯主を確認し届け出てください。 |
| | 印鑑・運転免許証など | 届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。 中野市で国民健康保険に加入する方は、お申し出ください。 |
| 市内で住所を変更(引っ越しから14日以内) | 転居届 | 新しい住所地番・行政区・世帯主を確認し届け出てください。 |
| | 印鑑・運転免許証など | 届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。 住民基本台帳カード(お持ちの方) 国民健康保険証(国民健康保険に加入の方) |
| 会社などをやめて国民健康保険、国民年金に加入するとき(14日以内) | 印鑑・運転免許証など | 届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。 年金手帳、職場の健康保険をやめた証明書をお持ちください。 60歳から65歳未満の方は、国民年金・厚生年金保険年金証書をお持ちください。 |
| | 印鑑・運転免許証など | 届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。 国民健康保険証、職場の健康保険証をお持ちください。 |

※届け出の際に、届け出た方の本人確認を行いますので、運転免許証などの写真付き身分証明書を必ずお持ちください。なお、届け出人が別世帯の場合は、本人の委任状が必要です。

問い合わせ・届け出先 市役所市民課窓口係 ☎(22)2111(内線236)
豊田支所地域振興課 ☎(38)3111(内線131)

○上下水道関係 ※上下水道課の窓口(本庁舎2階または豊田支所)で受け付けています

| 届出の種類 | 届出などに必要なもの | 手数料 | 電話での受付 |
|---|---|------|--------|
| 転出・転居するとき(水道の使用を止めるとき) | 印鑑【電話で届け出される場合は、料金の精算の方法、転出・転居先の住所、連絡先をお知らせください】 | 無料 | ○ |
| 転入・転居するとき(水道を使い始めるとき) | 印鑑、手数料など【料金を口座振替する場合は、口座番号、預金通帳登録印鑑をお持ちください】 | 500円 | × |
| 所有者(使用者)が変わるとき(市民課などに転出入届け出しても水道などの名義は変わりません) | 印鑑、土地建物などを購入した場合は売買契約書の写しなど【家族間の異動の場合は電話でも受付可能です】 | 無料 | △ |

※土・日曜日、祝日は、閉庁のため届け出の受付および水道の開栓、閉栓の対応はできませんので、事前に届け出をお願いします。(ただし、3月20日・27日、4月3日・10日の午前中は営業しています)

問い合わせ先 市役所上下水道課営業係 ☎(22)2111(内線284)

休日窓口業務を実施します



住民異動などが増加する3月中旬から4月中旬の日曜日の午前中、市役所本庁において休日窓口業務を行いますのでご利用ください。
実施日 3月20日、27日、4月3日、10日
実施時間 午前8時30分～正午
取り扱う業務

- ・戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本に関する証明書の交付
- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票
- ・印鑑登録、廃止申請受付、印鑑登録証明書の交付

- ・税関係証明書の交付
- ・戸籍届け出、住民異動届受付
- ・国民年金保険料免除(学生納付特例を含む)申請受付
- 【税務課】
- ・市税の収納
- ・税関係証明書の作成
- 【福祉課】
- ・国民健康保険の加入、喪失手続き
- ・福祉医療申請(乳幼児除く)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者児福祉サービス
- 【子育て課】
- ・子ども手当申請、福祉医療申請(乳幼児など)の受付
- 【保育課】
- ・保育所入所、退所手続
- ・保育料の収納
- 【上下水道課】
- ・水道の開閉栓手続き
- ・水道、下水道料金の収納

※他市町村、関係機関などに確認を必要とする業務は取り扱えません。
ご不明な点は、市役所 ☎(22)2111 各業務担当課へお問い合わせください。

国民健康保険

高齢受給者証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方で、現在お持ちの高齢受給者証の一部負担金の割合が「2割(3月31日までは1割)」表示の方は、本年4月から2割となる予定でしたが、この引



き上げが1年間据え置きかれ、引き続き1割負担で受診できるようにになりました。
一部負担金の割合が2割表示の方には、3月末までに世帯主あてに新しい高齢受給者証をお送りします。4月1日以降に医療機関を受診の際は、新しい高齢受給者証を提示してください。また、一部負担金の割合が「3割」の方は、現在お持ちの高齢受給者証をお使いください。
通常の更新時期は毎年8月1日です。

国民健康保険加入者で、この春高校などを卒業し就職する方が、就職先の健康保険に加入した場合、市役所市民課または豊田支所地域振興課の窓口で国民健康保険の脱退手続きが必要です。国民健康保険への加入・脱退手続きは自動的には切り替わりませんので、届け出は保険証更新時にお配りしている通知などをご覧ください。必ず届け出をお願いします。
問い合わせ先 市役所福祉課国保医療係 ☎(22)2111(内線296)

- ① 印鑑登録証明書(カード)を必ずお持ちください。登録した実印のみでは、印鑑登録証明書の交付はできません。



- ② 公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方への電子証明書の有効期間は発行の日から3年間です(住基カードの有効期間とは異なります)。
失効した場合には、国税の電子申告

市民課窓口へお越しの皆さんへ

などの電子申請・届け出に使うことができなくなります。
更新をご希望の方は、住民基本台帳カード、運転免許証(住基カードに顔写真がない場合)、手数料500円をお持ちになり、窓口で手続きをしてください。代理人申請は、即日交付ができませんのでご注意ください。

- 問い合わせ先 市役所市民課窓口係 ☎(22)2111(内線236)
- 豊田支所地域振興課市民生活係 ☎(38)3111(内線131)